

入札公告

制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 5月29日

江差町長 照井 誉之介



1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 江差中学校グラウンド整備工事
- (2) 工事場所 北海道檜山郡江差町字陣屋町無番地
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から平成28年2月29日まで
- (4) 工事概要 敷地造成工A=9,010㎡・雨水排水設備工一式・グラウンドコート舗装工A=7,580㎡
グラウンドコート施設整備工一式（バックネットフェンスH=9.0m・1基, ネットフェンスH=5.0m・L=115m,
H=3.0m・L=76m等）

(5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に掲載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

2 入札に参加する者に必要な主な要件

入札参加希望者は、単体企業又は経常建設共同企業体であつて、単体企業の要件にあつては(1)の要件を、経常建設共同企業体にあつては(2)の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体企業の主な要件

- ア 発注工事に対応する平成27・28年度江差町告示第29-1号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和22年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 江差町の競争入札参加者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 町発注工事等入札参加除外措置要領の規定による町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- エ 江差町における一般土木工事の競争入札参加資格がA等級に格付されていること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の江差町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する建設業許可を受けていること。

キ 江差町内に主たる営業所（建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ク 江差町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

ケ 過去15年間に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有する者であること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。

①発注者 国、地方公共団体（広域組合を含む）

②工事費（消費税を除く）4,000万円以上

③規模条件 グランド整備工・敷地造成工・道路路盤工等の工種5,000㎡以上

コ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと。又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

*受託者：株式会社 アトリエブク（札幌市）

サ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係のある者が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(2) 経常建設共同企業体の要件

ア 共同企業体は、江差町における一般土木工事の競争入札参加資格がA等級に格付されており、(1)のイの要件を満たしていること。

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ 構成員の組合せは、江差町における一般土木工事の競争入札参加資格の格付がA等級同士、A等級とB等級の組合せであること。なお、(1)のアからウ、オからサの要件を満たしていること。

また、(1)のケの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていること。

オ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

カ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業又は他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として入札に参加するものでないこと。

3 入札参加資格申請書等の提出期間等

入札参加希望者は制限付一般競争入札参加資格申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間

平成27年5月29日（金）から平成27年6月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。

(2) 提出場所 〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町193番地の1

江差町教育委員会 学校教育課総務係 TEL0139-52-1059 内線382

(3) 提出方法 直接持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(4) 配布方法 直接配布又はインターネット配布とし、送付又はファクシミリでは行わない。
（「江差町ホームページよりダウンロード」）

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認結果は、平成27年6月12日(金)までに決定し、各申請者に文書で通知する。
- (2) 入札参加資格が認められなかった者は、次に定めるところに従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。
 - イ 提出先 江差町教育委員会 学校教育課総務係
 - ロ 提出期限 平成27年6月15日(月)正午
 - ハ 提出方法 持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。
- (3) (2)の説明を求められたときは、平成27年6月18日(木)までに書面で回答する。
- (4) 入札参加資格があると認められた者又はその構成員が、入札日までの間に次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、入札に参加することができない。この場合には、その旨理由を付して通知する。
 - イ 町長による指名停止の措置を受けたとき、その他入札参加資格の要件を欠いたとき。
 - ロ 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
 - ハ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められたとき。

5 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書の閲覧
 - イ 期 間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月19日(金)まで
(日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。)
 - ロ 時 間 午前9時から午後5時まで。
 - ハ 場 所 江差町教育委員会 学校教育課総務係
- (2) 設計図書に関する質問
設計図書に関する質問は、書面により提出すること。
 - イ 提出期限 平成27年6月15日(月)午前10時まで
 - ロ 提 出 先 建設水道課都市計画係
 - ハ 提出方法 持参による。
- (3) 質問に対する回答
質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。
 - イ 期 間 平成27年5月29日(金)から平成27年6月19日(金)午前10時まで
 - ロ 場 所 建設水道課都市計画係

6 入札(開札)の日時及び場所

- (1) 日 時 平成27年6月22日(月)午後5時00分
- (2) 場 所 江差町役場第1会議室(2階)
- (3) そ の 他 一般競争入札参加資格確認通知書を持参し、提示すること。

7 予定価格等

- (1) 予 定 価 格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。
- (3) 入札の執行回数は2回とする。
- (4) 入札執行時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)は入札書と同時に提出してください。
なお、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となりますので注意すること。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の8に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び江差町財務規則（昭和52年規則第1号。以下「財務規則」という。）第112条、第113条の定めるところによる。

9 契約保証金

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、財務規則第139条及び第141条の定めるところによる。

10 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札、申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者のした入札、有効な積算内訳書の提出のない者のした入札及び入札者心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とすることがある。

12 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第119条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）
 - ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加するものは、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同事業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 前金払いは、契約金額の4割に相当する額以内とする。
- (5) 入札執行の際、入札者が1者の場合でも執行する。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) その他不明な点は、江差町教育委員会学校教育課総務係（電話0139-52-1059）に照会すること。